

大内氏の筑前国御笠郡代・岩屋城督

——千手興国を中心に——

三村 講介

はじめに

南北朝期から戦国初期にかけて、西国で広大な領国を支配した大内氏が、その領国支配機構を国郡制に拠っていたことはよく知られている。特に防長豊筑の四ヶ国については、中核的な領国としてその傾向が顕著である。史料制約などもあり、周防・長門の領国支配機構についての研究は深化していないが、豊前・筑前については、松岡久人氏・佐伯弘次氏^{①②③}の研究成果により、その様相が明らかになっている。

一方で、筆者は、大内氏の軍事制に注目し、大内氏が領国内にいくつか軍事戦略的拠点となる城を置き、大内氏直轄の城として城督を頂点とし、その下に城衆を配する城督・城衆制を敷いて領国防衛に つとめていることを明らかにしてきた。同様の成果として有川宜博氏の豊前国妙見岳城についての研究成果^{④⑤}もある。

これら二つの切り口は、大内氏領国を研究する際の違った視点からのアプローチであるが、実は表裏一体の関係にある。佐伯氏は、筑前国では一人の人物が郡代と城督を兼任する事例があるとし、この点を、「郡代＝城督というパラレルな関係にある」と評価している。従って、郡代について検討する際は、軍事防衛拠点を守る城督のことを念頭に置かなければならず、逆の場合も同様である。本稿は、佐伯氏の研究

成果に導かれながら、筑前国の御笠郡代・岩屋城督について、従来指摘されていない千手興国という大内氏家臣を中心としてまとめたい。

一 御笠郡代の居城、岩屋城の位置

本題に入る前に、まずは岩屋城の位置を確認しておく。地理的關係は次頁の図を参照してもらいたい。中世の一大国際貿易都市であった博多を要として守るように、扇形に直轄の城が配置されていることが分かる。この内、岩屋城は、御笠郡の支配を分掌する郡代が居城していた。ところが、大内氏の時代の岩屋城の正確な位置は明らかではない。というのも、現在、岩屋城跡として著名な場所は、大内氏滅亡後に筑前を治めた大友氏が派遣した高橋氏二代、特に天正十四（一五八六）年に壮絶な最期を遂げた高橋紹運が構築した城の跡である。その構造については、岡寺良氏が詳細な縄張図により明らかにしているが、その中から大内氏時代の岩屋城の姿を想像することは難しい。後述の史料2にあるように城の「麓」で合戦が起こったという表現から、岩屋城が平地ではなく、ある程度高いところにあることは間違いない。図で示した直轄の城の位置関係から、現在の岩屋城跡とそれほど離れた場所にあるとは考えにくく、また近辺にもう一つの岩屋城があった



図：博多を取り巻く大内氏直轄の城

確証もないため、現在残る岩屋城跡と全く一致、もしくはその一部が大内氏時代の岩屋城であるとひとまず考えておきたい。

二 千手興国以前の御笠郡代・岩屋城督

佐伯氏による、大内氏の筑前国の郡代を明らかにした成果により、御笠郡では、文明年間の深野筑前守・深野修理進弘信、大永年間頃の深野筑後守・神代興総、天文初年頃の飯田興秀・多賀高永が御笠郡代であったことが判明している。また、筑前の他の郡において、早良郡代Ⅱ安楽平城督、怡土郡代Ⅱ高祖城督の關係は明確に成立することを指摘されているが、御笠郡の場合は、御笠郡代Ⅱ岩屋城督という關係は明確に立証されていないように思う。唯一、飯田興秀については、岩屋城に在城していると記す史料でもって、岩屋城督であろうとされた。この点については、筆者も新たな史料を見出しえず、佐伯氏の見解に従っておきたい。

ここでは、佐伯氏が天文八年頃の御笠郡代と指摘している多賀高永に関して、次の史料を挙げたい。

史料1 大内義隆感状写^⑤

（モト端表書）

「多賀美作守殿 義隆」

（筑前国御笠郡）

去月廿八九兩日、正門以下残党等至志岐庄令出張之處、即時遂防戦得勝利、剩廿八夜至諸田村発向、悉令放火敵数多討捕之軍忠人数注文一見訖、誠忠節之次第感悦不少者也、弥可被抽戦功之状如件、

天文七年八月四日（花押影）

多賀美作守殿

（高永）

この史料によれば、天文七（一五三八）年八月、少貳氏方として活動していた筑紫正門らが御笠郡与志岐庄・諸田村付近に攻め寄せたため防戦した際の、「敵数多討捕之軍忠・人数注文」を大内氏の許に注進している。それに伴い、この感状が発給されたわけである。この頃、御笠郡代であることが明らかで多賀高永が、御笠郡内での敵出張に對し防戦を行い、その下で戦った者達の軍忠などを注進するという行為は、城督としての活動そのものである。つまりこの史料により、多賀高永は御笠郡代Ⅱ岩屋城督であることが明らかである。前代までの御笠郡代が同様であつたか分らないとはいえ、御笠郡の場合も、御笠郡代Ⅱ岩屋城督が普遍的に成立する可能性は高い。

三 千手興国の岩屋城督としての活動

従来の成果では、天文八年頃までの御笠郡代（Ⅱ岩屋城督）の活動状況が明らかにされているが、以降、少なくとも大内義隆が滅亡する天文二十年頃までの御笠郡を治める者のはつきりしていない。しかし、大内氏関係の史料を見ていくと、天文十年代に千手興国という大内氏家臣が御笠郡で活動していることを見出すことが出来る。

千手氏は、筑前国嘉穂郡千手（現福岡県嘉麻市千手付近）を本拠とする国人であり、永享十一（一四三九）年には、千手越前守が筑前国鞍手郡代として活動していることから、筑前国の国人の中では比較的古くから大内氏の家臣になったと考えられる。応仁・文明の乱が筑前国に波及した際、旧筑前守護の少貳氏が東軍方として蜂起し、大友氏・千葉氏などとともに、西軍方であつた大内政弘の領国筑前国・豊前国に攻め入っている。その様相を記す史料の中で「筑前国少貳方先知行

分浦郡・満浪郡、千手・秋月・麻生各關所（嘉麻郡）（豊前郡）（筑前郡）江成」とあることから、千手氏が秋月氏・麻生弘家らと同様、大内方に属し、筑前国を追われ、關所地になっていることが分かる。乱が終結し、文明十（一四七八）年九月から十月にかけ、大内政弘は豊筑両国の回復を目指して九州に渡海し、少貳方の軍勢を駆逐した。大内氏は博多を本陣として筑前国支配の立て直しをはかっているが、その間の動静を伝える「正任記」によれば、同年十月五日条に「千手越前入道道畔」・「千手右京進有国」（道畔の息）、同十八日条に「千手右馬允盛景」・「千手弥太郎正景」などの名前が見える。この内、千手有国は同じ「国」を通字としていることから、千手興国の先祖と考えられ、世代的に祖父に当たるのではないかと推測される。千手越前入道道畔は、先に指摘した鞍手郡代の千手越前守と同一人物か次の世代だと思われるので、少なくとも道畔―有国―（不明）―興国という系譜を想定できよう。

まず千手興国の活動として判明するのは岩屋城督としての活動であり、それを示す史料は、管見の限り次の一点のみである。

史料2 大内義隆感状写^①

去九月六日於岩屋城麓殘党相動之處、遂防戰、被矢疵（所之由）、千手治部少輔興国注進到来、尤神妙、弥可抽戰功之状、如件、

天文十二年十一月廿九日 「義隆」（大内義隆）（花押影）

松隈藤七郎殿

天文十二（一五四三）年九月六日、岩屋城の麓で、「殘党」が蜂起し合戦になった。当時、岩屋城衆であつた松隈藤七郎が防戦し矢疵を負ったことを、千手興国が山口にいる大内氏の許に注進しており、その感状が出されたものである。合戦における城衆の軍忠を注進するのは城督の職務のため、千手興国が岩屋城督であつたことがわかる。

四 千手興国の御笠郡代としての活動

千手興国が御笠郡代として活動していることを示す史料は次の通りである。

史料3 千手興国打渡状写⁽¹³⁾

筑前国三笠郡之内上空閑村之内四町^{島田中務系}先知行事、任奉書之旨、不残
段歩申付打渡候、全有知行、馳走肝要之由候、恐々謹言、

天文十五年九月二日

^{千手治部少輔}
興国（花押影）

松隈民部太輔殿

天文十五（一五四六）年九月二日、千手興国は、御笠郡内の地を奉書の内容に従い、松隈民部太輔（正貞）に打ち渡している。このように郡内の土地を対象者に打ち渡す行為は、佐伯氏が明らかにした郡代としての職務であることから、千手興国をこの時期の御笠郡代であると認めることができる。

これ以外に郡代である明証を示すことは難しいのだが、御笠郡代という地位の特殊性から、郡内に存在する太宰府天満宮との関係を見出すことができる。

史料4 大内氏奉行人連署状写⁽¹⁶⁾

洛陽清水寺成就院為当社見物下向候間、被副遣沼間宗彝入道候、
山中之儀、各馳走肝要候由被^{（千手）}仰出候、毎事宗彝入道可被申談之
旨候、此由対興国被仰遣候、恐々謹言、

^{（吉見備中守）}
杉民部入道

興滋

天文十七

二月九日

^{（吉見備中守）}
吉見備中守

宗長

満盛院
原山衆徒中

京都清水寺の成就院僧が太宰府天満宮を見物するために下向することから、大内氏は沼間宗彝入道を付き添いとした。そこで天満宮の子院である満盛院、さらに原山衆徒も丁重にもてなすようにと命じたのである。このことは千手興国にも伝達されているが、ここで彼の名が挙がるのは、恐らく御笠郡代であるためであろう。

史料5 大内氏奉行人連署状写⁽¹⁷⁾

就社用対千手興国御奉書案文到来天文十七十月三日

当社神興・障子・蒔絵之事、被仰付満盛院、於当所被相調候、出来候条、被下遣候、然者彼^調就延引、院領可押置候処、対興国種々^{（千手）}懇望候、為科怠廻廊一間分上葺可申付候由言上之通、被成御心得候、堅固ニ被申付候様、裁判肝要候由被仰出候、此等之由満盛院へ被仰遣候、恐々謹言、

天文十七

九月廿四日

^{（興滋）}
千手治部少輔殿

御宿所

^{（興滋）}
興滋

宗長

当社Ⅱ太宰府天満宮の神興・障子・蒔絵の準備を、大内氏が満盛院に命じたところ、遅滞したので満盛院領を没収すると決した。しかし満盛院が千手興国に対し懇望してきたので、興国は、罰として天満宮の廻廊一間分の上葺きを命じることを大内氏に注進・提案し、大内氏が了承したものである。大内氏は興国に対し、満盛院が行う廻廊上葺きを厳しく管理監督し、これらのことを満盛院に伝達するよう申し付けている。ここで満盛院が千手興国に懇望し、また興国も罰として天

満宮の廻廊上葺きを提案しているのは、まさしく彼が御笠郡代として天満宮の側を居所としていたためと思われる。

史料6 大内氏奉行人連署状⁽¹⁸⁾

〔補綴抄〕
〔到天文十九
五ノ五
補綴切封〕

連署

〔墨引〕

当社御本地堂中嶋塔婆再興之事、従去天文十三年至同十六年二月十八日令造畢、并馬場頓宮再興等事、被相調之由、千手治部少輔興国注進遂披露候、然者彼御足付事、従当坊徳政地廻廊方雖被足付候、右再興被申請之、於造畢者、向後可預御還補之由、被申之候、然者彼入目依為過分者、以信元（小島）他借被相調之由、大工目録上覧之候、既御約束上者、件徳政地事、被成御還補候、無相違可有御進退之由候、此等之趣、対廻廊造営奉行人申遣之候、猶使僧千蔵坊申渡候、恐々謹言、

（天文十九年）

卯月十五日

（吉田） 興滋（花押）

（吉田） 武種（花押）

（杉） 宗長（花押）

留守

小島居殿

御報

太宰府天満宮の御本地堂中嶋塔婆の再興がなったこと、及び馬場頓宮の再興も調整中であると千手興国が大内氏に注進した。そこで中嶋塔婆再興に必要な費用について、「当坊」徳政地を（天満宮）廻廊方（造営）費用に充足していたが、中嶋塔婆の再興を申請し完成したので、今後、徳政地を還補することが命じられた。そこで天満宮廻廊造営に必要な費用が予想以上にかかる場合は、小島居信元が他所から調達するようにと、大工目録を上覧した。すでに大内氏が約束されたからに

は、その「当坊」徳政地は還補される。間違ひなく「当坊」が還補の地を領知するようにとのことであり、此等の趣旨を廻廊造営奉行人に申し渡したところである、とのが大内氏奉行人から小島居氏に伝えられている。

史料7 大内氏奉行人連署状⁽¹⁹⁾

当社神興寺丁再興并廻廊寺間分上葺之事、被相調之造畢趣、千手治部少輔興国注進之旨遂披露之候、次就徳政、当院領内被足付廻廊方之分之事、被成御還補候、此等之比（茂）対造営奉行被成奉書候、進止不可有（相）違候、仍右両条注文封裏被遣之候、可得其心候、恐々謹言、

（天文十九）

十一月廿三日

満盛院

（吉田） 興滋

（吉田） 興種

（杉） 宗長

太宰府天満宮の神興一丁と廻廊一間分の上葺について、調達し完成したことを千手興国が大内氏に注進している。また、徳政については、満盛院領内を廻廊造営の費用に充足していたが、完成したので還補することになり、その旨が廻廊造営奉行にも伝えられている。この神興と廻廊の件について興国が注進した注文（の案文）の裏を封じ満盛院に渡されている。

史料5・7より、太宰府天満宮の修造が大内氏によって進められていることが分かる。但しその修造費用は、天満宮領を足付として一時没収し、そこからの年貢などを充てているのである。こうした修造に当たり、大内氏は、廻廊造営奉行人といった現地で指揮をする奉行人を置いている。そして天満宮や廻廊造営奉行と、山口の大内氏権力中枢との間で、千手興国という御笠郡代がさまざまな事務処理の仲介を

しているであろう。天満宮の修造は、天文十九（一五五〇）年頃には徐々に終了していき、足付とするため一時没収された天満宮領は大内氏による「徳政」として、天満宮側に還補されている。その一連の流れの中にも御笠郡代が密接にかかわっていることを示している。

おわりに

本稿では、新たな御笠郡代・岩屋城督として千手興国の存在を指摘した^⑨。活動を示す史料は多いと言えないが、御笠郡代らしく、太宰府天満宮との交渉・仲介を行っている事を明らかに出来た。第一節で指摘した多賀高永の事例とともに、千手興国も郡代・城督であったことから、御笠郡でも郡代・城督の關係が成立していたと推定できる。

ただし、この郡代・城督という關係が、大内氏分国全てで確認できるわけではない。筆者の私見では、豊前国で下毛郡代・万代平城督を野仲氏が兼任するという事例を一つ確認できる以外、筑前国だけでこの關係が成立している。各郡における政治的支配の中心と、軍事指揮者の頂点が同一人物であることは、ある意味効率的であり、当然の成り行きとも言える。しかし大内氏権力にとって、これは郡代・城督が、郡内で権力を握り自立化を目指す危険性もはらんでおり、一長一短の側面を持つものである。それにもかかわらず郡代・城督を一人に任せていたのは、対外的・経済的要地である博多を安定して治めながら、筑前国内及び周辺に顕在的・潜在的な敵対勢力が絶えず活動し、いつ爆発するかかわらないという筑前国の政治的に特殊な位置によるものと考えられる。

註

- (1) 防長兩國における分国支配機構を正面から扱った専論は存在しない。大内氏分国全体で支配機構を概論したものとして、松岡久人「大内氏の発展とその領国支配」（魚澄惣五郎編『大名領国と城下町』柳原書店、一九五七年、のち松岡久人『大内氏の研究』清文堂、二〇一一年、に再録）。和田秀作「大内氏の領国支配組織と人材登用」（岸田裕之編『毛利元就と地域社会』中国新聞社、二〇〇七年）など。
- (2) 松岡久人「大内氏の豊前国支配」（『広島大学文学部紀要（史学）』一三二、一九六四年、のち同『大内氏の研究』に再録）。
- (3) 佐伯弘次「大内氏の筑前国支配―義弘期から政弘期まで―」（川添昭二編『九州中世史研究』第一輯、一九七八年）、同「大内氏の筑前国郡代」（『九州史学』六九、一九八〇年、のち戦国大名論集7『九州大名の研究』吉川弘文館、一九八三年、に再録）。以下、後者は佐伯「郡代」論文と略す。
- (4) 三村講介「文献からみた岩門城―大内氏領国における岩門城の位置づけを中心に―」（那珂川町文化財調査報告書68『岩門城跡』那珂川町教育委員会、二〇〇六年）、同「筑前国早良郡安楽平城と大内氏」（二〇〇九年度九州史学研究大会大会報告、二〇〇九年一〇月）。
- (5) 有川宜博「大内時代の宇佐郡衆と妙見岳城督―分藤氏寄贈萩原文書の紹介をかねて―」（『北九州市立自然史・歴史博物館研究報告』B類歴史第一号、二〇〇四年）。
- (6) 岡寺良「太宰府岩屋城の研究（上）城郭構造（縄張り）からの検討」（『九州歴史資料館研究論集』31、二〇〇六年）、同「太宰府岩屋城の研究（下）―城絵図からの検討―」（『附太宰府市内の戦国期城館』（『九州歴史資料館研究論集』32、二〇〇七年）。
- (7) 神代興総について、佐伯「郡代」論文の再録に際し、御笠郡代であると補足している。その際は「興綱」としていたが、『太宰府市史』通史編Ⅱにおいては、「興総」と改められている。「綱」と「総」のくずしはよく似ており、筆者も判断付けがたいが、今は最新の見解に従いたい。
- (8) 東京大学史料編纂所蔵影写本「多賀文書」（東京）（307136-124）。奥書は「多賀高延所蔵、史料編纂掛字生花房五郎ヨリ借入、明治三十年十月影写了」。

- (9) 「大内氏提書」第一条〔中世法制史料集〕第三卷。
- (10) 「野辺文書」(文明元年) 六月廿八日付野辺盛仁請文案(『太宰府市史』中世資料編六九四～七〇〇頁)。
- (11) 佐賀県玄海町「松隈家文書」七三七、佐賀県立図書館寄託鍋島文庫史料「麻那古村大光寺文書写」七号(『嘉瀬川ダム建設に伴う学術調査報告書』古文書の部(嘉瀬川ダム建設に伴う学術調査委員会編、富士町教育委員会、二〇〇〇年)。
- (12) 松隈藤七郎が岩屋城衆であることは次の史料より分かる。
杉重矩書状写(「麻那古村大光寺文書写」十三号)
正勝事、以無足、岩屋御城番遂其節相極迷惑候、然者在山口仕、致御奉公可請御扶持由言上、遂披露之処、御心得由候、被得其心、弥々御奉公肝要候、恐々謹言、
六月十六日
松隈藤七郎殿
重矩(花押影)
- (13) 「松隈義治氏所蔵文書」(『大宰府・太宰府天満宮史料』巻十四一六五一頁、ただし刊本では十一月となっている)、佐賀県玄海町「松隈家文書」七三九、「麻那古村大光寺文書写」一〇号。
- (14) 佐伯「郡代」論文。
- (15) 例えば豊前国宇佐郡代は、大内氏と、豊前国内最大の神社である宇佐神宮との連絡・調整役を果たしており、この御笠郡代も同様のことが想定できよう。
- (16) 福岡市博物館蔵青柳種信関係資料「太宰府満盛院古証文写」下(『大宰府・太宰府天満宮史料』補遺三〇〇頁)。ちなみに、立証は省略するが、ここに見える吉見興滋は、太宰府天満宮の別奉行であり、杉宗長(興重)は、大内氏領国全体の寺社を総括する寺社奉行とでもいえる立場である。従って、正確な文書名は「大内氏寺社奉行入連署奉書」と言うこともできよう。
- (17) 「太宰府満盛院古証文写」下(『大宰府・太宰府天満宮史料』補遺三〇七頁)。
- (18) 「小島居文書」(『大宰府・太宰府天満宮史料』巻十四一七〇五頁)。なお刊本で岡部武種と比定されているのは、花押から吉田武種と改められる。
- (19) 「太宰府満盛院古証文写」下(『大宰府・太宰府天満宮史料』補遺三二四頁)。ほぼ同内容のものが、原山衆徒の「阿弥陀寺」「准乗坊」宛にも出されている。
- (20) 千手興国の天文二十年以降の動向を示す史料を挙げておきたい。天文二十

(二五五) 年の陶隆房の反乱と当主大内義隆の自刃は、大内氏領国に多大な影響を与え、筑前国にも波及している。その中で千手興国は、志波満種という、筑前国下座郡の国人を討ち果たすという事件を起こしている。

大内義長袖判知行安堵状写(東京大学史料編纂所蔵贋写本「兄玉韞採集文書」八、田嶋村庄屋善左衛門所蔵)

(花押影)

豊前国田川郡阿多賀村参拾町事、対千手治部少輔興国龍福寺殿雖被還補、父遠江守満種事、去年一乱之刻、寄事於左右為興国討果之条無其謂、然者彼地事、重而令改易所令還補志波中務少輔持種也者、守先例当毛云下地云全知行可抽奉公忠節之状如件、

天文廿一年六月廿八日

大内氏奉行人連署状写(同右)

持種先知行豊前国田河郡阿多賀村替地事、言上之処、上意之分者、持種父遠江守満種去年一乱之刻、寄事於左右千手治部少輔興国令討果之条狼藉不穩便候、彼地之事縦先御代対興国雖為御還補、右狼藉併対公儀被補緩怠之条、彼地之事有改易令被対持種重而御還補候、仍被成遣御書、尤面目之至候、恐々謹言、

□□□□

(橋爪) 鑑実(花押影)

(杉) 重矩(花押影)

(陶) 晴賢(花押影)

志波中務少輔殿

この事件の背景は明らかでなく、志波氏に還補するところある田川郡阿多賀村が本当に返還されたのか、これ以後の関係史料がないため不明である。推測だが、阿多賀村の支配をめぐって志波氏と千手氏が争っていたのではない。大内義隆は天文末年頃、彼の地を千手興国に渡すことにしていた。千手氏は義隆死後の混乱に乗じて志波氏を討ち果たしたが、かえって約束の地を手に入れられない事態となったのであろう。この事件も陶隆房の反乱の領国内への波及の一つだと言える。

(みむら・こうすけ 人吉市教育委員会歴史遺産課(人吉城歴史館))